

平成二十七年政令第三百五十六号

国際連合安全保障理事会決議第一二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令
内閣は、国際連合安全保障理事会決議第一二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成十六年法律第二百二十四号）第三条第一項、第四条第一項、第二号ハ、第八条第四項、第九条第一号及び第四号、第十七条第一項、第二十六条並びに附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

係者名簿を作成する委員会を設置する政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第十七百八十八号及び同理事会決議第十七百三十七号とする。

(国際テロリストの財産の凍結等の措置に関する我が国と同等の水準の制度を有する国)

第三条 法第四条第一項第二号ハの政令で定める国は、アメリカ合衆国、イタリア、英國、カナダ、ドイツ及びフランスとする。

(行政手続法の規定を準用する場合の技術的詠

法律第二百二号) 第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号) 第三条に規定する簡易生命保険契約又は農業協同組合法(昭和二十一年法律第三百三十二号) 第十条第一項第十号若しくは水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号) 第十一条第一項第十二号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第二百条の二第一項第一号に規定する共済に係る契約に基づく年金(人の生存を事由として支払が行われるものに限る)、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払に係る債務

三 金銭の貸借契約に基づく借入金の返還に係る債務(当該債務の保証に係る債務を含む)。

四 電子決済手段等取引業者(資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者をいい、同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む)が管理する電子決済手段の移転に係る債務

五 暗号資産交換業者(資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者をいう)が管理する暗号資産の移転に係る債務

(大量破壊兵器等の開発等)

第八条 法第十一一条第一項第四号ロ及び第十六条第三項第二号ロの政令で定める大量破壊兵器等の開発等は、次の各号に掲げる公告大量破壊兵器関連計画等関係者の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

一 第千七百十八号等決議(法第三条第二項に規定する第千七百十八号等決議をいい、国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号を除く。第三号において同じ。)によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者(第三号に掲げる者を除く)、北朝鮮による核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の開発、製造、保有、譲渡し、譲受け及び使用(第三号において「北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等」という)。

二 國際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者(次号に掲げる者を除く)。イランによる核兵器又はこれを運搬することができるロケット若しくは無人航空

機の開発、製造、保有、譲渡し、譲受け及び使用（次号において「イランによる核兵器等の開発等」という。）

三 第千七百十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされ、かつ、国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者 北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等及びイランによる核兵器等の開発等（携帯することができない財産）

第九条 法第十七条第一項の政令で定める財産は、船舶及び航空機とする。（方面公安委員会への権限の委任）

第十条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二十七年五月五日）から施行する。

附 則 （平成二八年三月二四日政令第七二号）

（施行期日）

1 この政令は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。（経過措置）

2 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条第七項の規定による命令又は国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第八条第五項の規定による指定（以下「命令等」という。）についての不服申立てであつて、この政令の施行前にされた命令等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成二八年四月一五日政令第二〇一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年三月一四日政令第四七号）

（施行期日）抄

第一条 この政令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正

する法律（附則第十九条を除く。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （令和二年四月三日政令第一四二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。（罰則に関する経過措置）

第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和二年七月八日政令第二一七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十一月一日）から施行する。（罰則に関する経過措置）

第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第一条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この政令は、国際的な不正資金等の移動等に對処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

附 則 （令和五年五月二六日政令第一八九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、国際的な不正資金等の移動等に